

大作は明治二十三年の第三回内国勸業博覧会に出品され、岡倉の意図したとおりに彫刻界に少なからざる刺激を与えたのであった。

ところで、ここに附記しておかなければならないのは大村益次郎銅像である。この銅像は明治時代の記念銅像の嚆矢とされており、事実、楠公銅像などよりも遙かに早く明治十七年五月に企画の発案がなされた。翌十八年、大熊氏広が制作することに決まり、大熊はそのためにヨーロッパへ留学。帰国して二十三年八月から原型（石膏）制作に着手し、翌二十四年六月には小石川の砲兵工廠内平岡工場で鑄造に取掛かり、翌年七月に完成した。九段の靖国神社境内に建立され落成式をあげたのは翌二十六年二月五日である。そのプラン、原型制作、鑄造に至るまで大熊氏広の効に帰すべきものではあるが、しかし、近年発見の左記文書（本学芸術資料館所蔵）によれば、本校が初期の段階で関与していたことがわかる。

拜啓銅像圖面落掌仕、取紛れ未タ実物現場ヲ一覽不致候得共過日彫刻師竹内久遠氏其他ノ校員ヲ派シ取調候處、長キ銅柱ハ到底保存ノ為メ不都合ニ可有之三條公ノ書ハ既ニ見事ニ鑄造相成候ニ付、之ノミヲ存して製作致度趣ニ御座候。將又銅像製作費ノ事過日大略申上置候處更ニ精密ニ取調フルニ矢張八尺ニテ取付費用ヲ除キ五千圓〔不明〕要シ一丈ニ相成候テハ此上二三千円ノ増加ヲ必須と致候。右御舎相成度以上ノ儀ニ付猶拜晤ノ上篤と申出度何日頃御都合宜敷候哉御垂示〔不明〕仰〔不明〕候先ハ御意ヲ得度草々頓首

明治廿三年七月十四日 岡倉寛三拜

賀茂水穂殿侍史

これは賀茂水穂（天保十一年〜明治四十二年。国学者。靖国神社宮司）宛てに岡倉寛三が差し出した書簡で、筆跡は岡倉以外の代筆である。文面にはただ銅像とあるのみで、大村益次郎銅像とは記されていないが、当時、賀茂は「故大村兵部大輔銅像建築委員総代」として該銅像建設の事務を担当していたことと、右書簡が該銅像関係文書類の中に含まれていることなどから考えて、大村益次郎銅像製作についての照会であることは間違いない。銅像の図面を受け取ったこと、竹内久遠（久二）その他の校員を「実物現場」に派遣して種々取調べさせたこと、銅像製作費等について記されている。

明治二十三年中には上記の楠公銅像のほかに帝国博物館から仏像模刻の依頼があったが、これについては次項で述べる。

③ 帝博の模写、模刻事業と本校

東京国立博物館には岡倉校長時代に本校の生徒や卒業生、教官たちが制作した古画や古彫刻の模写、模刻作品が多数収蔵されている。こうした制作は博物館の側からいえば帝国博物館美術部が明治二十三年より五ヶ年計画で始めた模写、模刻事業の一環として行われたものであり、一方、本校の側からいえば古美術研究という教育目的をもって行われたものであったが、要するにそれは帝博美術部長を兼任していた岡倉校長の一石二鳥を狙う巧妙な計画が生み出したものであったといえる。当時、帝博は陳列品拡充の必要があり、館外の名品を模写、模刻してこれに充てようとしていた。岡倉校長はこの機に乗じて制作を本校で引受け、本校の少額予算では成し得ない研究、教育の効果をあげようとしたのである。制作の概況は東

京国立博物館の「列品録」によって把握できる。そこに収録されている文書のうち、主要のものを左に掲載し、併せて本校制作品の一覽表を附す。表の中の明治二十四年七月完成の古画模写は、絵画科一年および特別の課程の生徒等が担当したものである。このように、技術的には極めて未熟な生徒たちに名品の原本を模写させているところに岡倉校長の教育を第一目的とする模写の考え方が窺われる。なお、一覽表には本校に委嘱された作品のみを記載し、本校関係者各個人に依頼された作品は記載しないが、明治二十八年から同三十年にかけてはこの模写模刻事業の一環として本校卒業後間もない人々によって大規模な古画模写が行われたことを附記しておかなければならない。そこでは京都時代品展覧会（二十八年）に出品された名画や臨時全国宝物調査簿から選び出された関西地方古社寺所蔵の名画の模写が行われた。担当者は横山大観、内海夏舟、岡本勝元、下村観山、溝口宗文、菱田春草、江中無牛、小島光真、天草神来、本多天城、小林一意、小倉要、中村端三、戸田忠雄、堤雄長、早崎梗吉、岡田秀、平井富夫、柿山蕃雄、渡辺香涯、桑原弥太郎など、卒業生や絵画科の若手教官で、ほかに寺崎広業、小堀輛音が若手教官として加わり、また、川辺御楯、佐吉広一なども加わった。

第五七六号（明治二十三年九月二日起案、同月九日裁決）

本館美術部ノ陳列品トシテ彫刻繪画ノ名品

模造模写之儀ニ付同

本館美術部ニ於テハ廣ク古大家ノ傑作ヲ整列シ以テ美術ノ標範ニ供シ併セテ其沿革ヲ示スハ最モ必要ノ儀ニ有之候處従来収蔵ノ品

極メテ少ナク漸次購求ノ見込ニ有之候得共精好ナル美術品ノ價格ハ近来益高貴ニ赴キ到底當館有限ノ資力ヲ以テ完全ナル蒐集ヲナシ難キノミナラス真ノ模範タルベキモノハ固ヨリ既ニ名利旧族ノ所有ニ属シ其江湖ニ散在スルモノ、如キハ多クハ第二流ノ製作タルニ過ギス到底原品購入ノミヲ以テ本館陳列上ノ目的ヲ達シ難クト存セラレ候ニ付テハ向フ五ヶ年ヲ期シ本館標品購入費中ヨリ毎年金貳千圓ヲ支出スルヲ目途トシ奈良京都ヲ首メ其他ノ地方ニ於テ彫刻繪畫中名品傑作ノ模造ニ着手シ或ハ木造石膏若クハ原材料ヲ用キ便宜縮寫又ハ等寸ノ模製ヲナサンメバ一ハ以テ本館陳列上ノ主趣ヲ達スベク一ハ名品保存ノ資ト相成ルベク候ニ付此段豫メ裁可ヲ仰キ候也（付表は省略す）。

第一〇四号

第五七六號ヲ以テ各地方社寺舊族所藏彫刻物及繪畫模造摸寫云々御照會之趣了承右ハ本校ニ取リテモ有益ノ事業ニ付御委嘱ニ應ジ精々貴館ノ御便宜相成候様可致因テ右着手ノ順序取調候處右ハ何レモ社寺傳來ノ名品ニ付現品所在地ニ就キ工作ニ従事セシメ候外無之而シテ之レニ従事セシムヘキモノ當今ニ在テハ本校教授高村幸吉及教員竹内兼五郎最適當ト相認候ニ付右兩名ノ内ヲ以テ主任トナシ而シテ助手モ亦十分其人ヲ撰擇スヘキ見込ニ有之將又其工程ノ義當年度ニ在テハ東大寺執金剛神志體同梵天帝釋ノ内志體與福寺世親無着ノ内志體都合三體丈竣工可致見込ニ有之候處當年度ハ事創始ニ属シ器具其他之準備モ概子新ニ調製セサルヲ得ス且前陳ノ通出張ノ上工事ニ従事可為致ニ就テハ教員助手等ノ旅費ヲモ

要シ彼是其代價ニ於テ幾分ノ崇高ヲ致サ、ルヲ得ス旁極メテ節約ノ積ニテ別紙調書之通相成候條右様御諒知相成度但右代金受取方ノ義ハ當年度ニ於テハ當校經費整理上ノ都合モ有之候ニ付前顯教員竹内兼五郎ヲ以テ事業擔當人トシ同人ヨリ代價内渡又ハ全部渡ノ請求書ヲ出サシメ之ニ當校ノ證明書ヲ付シ可及御廻付候間貴館ニ於テハ當校ノ證明ニ依リ直接同人へ御拂渡ノ都合ニ御取扱相成度御回答旁此段及御照會候也

明治廿三年十月十六日

東京美術學校長 岡倉覺三

(東京美術學校之印)

帝國博物館總長 九鬼隆一殿

追テ繪畫模寫ノ儀ハ歷史的ノ順序ニ依リ品名及擔當者等取調更ニ可申進候也

記

- 一 執金剛神 金五百圓
- 一 梵天帝釋 金五百圓
- 一 杵親無着 金五百圓
- 以上

第四六号 (写し)

先般當校江御依囑相成候奈良彫刻物模造諸費用之義右擔當教員竹内兼五郎ヨリ別啓之通請求書届出候條該金御交付相成度候也

明治廿四年三月十八日 東京美術學校長 岡倉覺三

帝國博物館總長 九鬼隆一殿
(別紙竹内兼五郎よりの請求書は省略す。)

第八六号

兼テ御依囑相成居候繪画名品模寫之儀其現品取調候處現今貴館ニ陳列相成居候諸家藏品中別紙目錄ノ分差向着手適當ト存候每品模寫代價ヲ附シ此段一應及御照會候也

明治廿四年四月廿四日

東京美術學校

(東京美術學校之印)

帝國博物館御中

追テ現品所藏主へ照會等之手續ハ貴館ニ於テ御取計相成度候也

目錄

模寫代

- 一 毛益 靈猫狗子圖 二幅對 金六圓拾六錢
- 一 李迪 紅白芙蓉圖 二幅對 金四圓五十老錢
- 一 周文 寒山拾得圖 一幅 金六圓九拾參錢
- 一 如拙 山水之圖 二幅對 金四圓五拾老錢
- 一 宗洵 柳堤渡頭圖 一幅 金老圓九拾八錢
- 一 廣周 一休像 一幅 金四圓拾八錢
- 一 雪村 二仙一圮圖 三幅對 金五圓九拾四錢
- 一 蛇足 山水之圖 三幅對 金六圓四拾九錢
- 一 尚信 四季山水圖 四幅對 金三圓五拾貳錢
- 以上 計金四拾四圓貳拾貳錢

会第十四号

先般本校へ御依頼相成候繪画名品模寫之義別紙目錄之通出来ニ付及御引渡候條御領受之上ハ領収書御回付相成度候就テハ豫テ申進置候該費用（四拾四圓貳拾貳錢）御送付相成度此段申進候也

明治廿四年七月十八日

（東京美術學校之印）

東京美術學校

帝國博物館御中

（目錄（第八十六号文書中目錄にはぼ同じ）は略す。）

庶第一八七号

兼テ御依頼相成居候繪畫名品模寫之儀本校藏品中別紙目錄之分適當ト存候ニ付尚又着手為致度模寫代價ヲ附シ此段一應及御照會候也

明治廿四年六月十八日

（東京美術學校之印）

東京美術學校

帝國博物館御中

目錄

一 天平時代吉祥天女像 壹枚

右模寫代金百拾円

一 全 四天王之内 壹枚

右模寫代金三拾三円

一 全 梵天帝釈ノ内 壹枚

右模寫代金三拾三円

会第八二号

先般本校へ御依頼相成候繪画名品天平時代吉祥天女像外二品別記之通今般模寫出来ニ付右三品共及御引渡候條御領受之上ハ領収書御回付相成度就テハ豫テ及御照會置候該費用金百七拾六圓御送付相成度此段併セテ申進候也

明治廿四年十一月六日

（東京美術學校之印）

東京美術學校

帝國博物館御中

記

一 天平時代吉祥天女 壹枚

一 同 梵天帝釈之内 壹枚

一 四天王之内 壹枚

參點

右之通

会第八四号

豫テ本校へ御依頼相成候古畫騰寫之儀ニ付尚又天平時代帝釋天壹枚及同四天王之内參枚模寫可致様御照會之趣了承夫々着手可致候每品模寫料ヲ附シ此段及回答候也

明治廿四年十一月七日

（東京美術學校之印）

東京美術學校

帝國博物館御中

一 天平時代帝釋天 壹枚

此模寫料金參拾參圓

一 同 四天王之内 壹枚

此模寫料金參拾參圓

一 同 四天王之内 壹枚

此模寫料金參拾參圓

一 同 四天王之内 壹枚

此模寫料金參拾參圓

計金百參拾貳圓 四枚

右之通

先般本校へ御依頼相成候奈良彫刻物執金剛神外二品別記之通今般悉皆落成ニ付右三軀及御引継候条御領受之上ハ領収書御回附相成度候也

明治廿四年七月十日

東京美術學校長 岡倉覺三

(東京美術學校之印)

帝國博物館總長 九鬼隆一殿

記

一 執金剛神 壹軀

一 梵天帝釋 壹軀
寺傳ニ日光著薩ト云フ

一 杏親 壹軀
寺傳ニ無著著薩ト云フ

以上

会第六号(写し)

先般当校へ御依頼相成候奈良彫刻物摸造諸費用殘金之義右擔当教員竹内兼五郎ヨリ別帑ノ通請求書及内訳書届出候条該金御交付相成度候也

明治廿四年六月 日 東京美術學校長 岡倉覺三

帝國博物館總長 九鬼隆一殿

(別紙は略す。)

第一〇六号

豫テ本校へ御依頼相成居候古代彫刻物摸造ノ儀尚又興福寺東金堂維摩像外二件摸造可致様御照會ノ趣了承致候右費用取調候處別紙ノ通ニ有之御異存無之候ハ、直ニ着手可致將又該費用受取方ハ當校會計上都合有之候ニ付渾テ前年ノ例ニ依リ當校教授竹内久一ヲ以テ受取入ト定メ實地須要ニ随ヒ當校添書ヲ以テ漸次内渡金請求候様致度回答旁此段及御照會候也

明治廿五年一月十五日

東京美術學校

(東京美術學校之印)

帝國博物館御中

目録

一 興福寺東金堂維摩像 壹体

此摸造費金七百貳拾圓

一 法隆寺九面觀音 壹体

此摸造費金三百五拾圓

一 東大寺戒壇院四天王ノ内 壹体

此摸造費金六百圓

右之通

第一六九号

先般本校へ御依頼相成候奈良古代彫刻物摸造別紙仕譯書ノ分落成ニ付及御引渡候条領収書御送付相成度就テハ別紙請求書ノ通り右殘金御交付有之度候也

明治廿五年十二月廿七日

東京美術學校長 岡倉覺三



(東京美術學校之印)

帝國博物館總長 九鬼隆一殿

記

一、興福寺東金堂維摩像 壹体

一、東大寺戒壇院四天王ノ内 壹体

右之通

会第一九二号(写し)

先般本校へ御依頼相成候古代彫刻物摸造奈良法隆寺九面觀音像壹体製作之義今般出来ニ付及引渡候条領収書御回付相成度右擔当教授竹内久一より別紙請求書届出候ニ付該費用殘金御交付相成度此

段併テ申進候也

廿六年二月廿五日 東京美術學校長 岡倉覺三

帝國博物館總長 九鬼隆一殿

(別紙は略す)

会第九九号

豫テ本校へ御依頼相成居候古畫騰寫之義尚又別記幹晟筆人物貳幅外四点模寫可致様御照會之趣了承夫々着手可致候依テ每品模寫料ヲ附シ此段及御回答候也

明治廿四年十二月廿四日

東京美術學校



(東京美術學校之印)

帝國博物館御中

一 幹晟筆人物 貳幅

此摸写代金拾壹圓九拾四錢

一 稻阜筆鯉魚屏風 壹雙

此摸写代金拾貳圓五拾錢

一 空中齋筆牡丹藤紅葉 三幅

此摸写代金七圓貳拾貳錢

一 又兵衛筆美人 壹隻

此摸写代金七圓

一 託問筆大日如来像 壹幅

此摸寫代金拾円
計五点 金四拾八円六拾六錢也

会第一〇九号

先般本校へ依囑相成候古畫幹晟筆人物貳幅外四品模寫別紙ノ通今般出来ニ付右五品共及御引渡條條御領受ノ上ハ領取書御印付相成度候就テハ豫テ及御照會置候該費用金四拾八圓六拾六錢御送付相成度此段併セテ申進候也

明治廿五年一月十九日

東京美術學校

(東京美術學校之印)

帝國博物館御中

(別紙(会第九九号文書記載品名、數量に同じ)は略す。)

会第一九三号

豫テ本校へ御依囑相成居候古代彫刻物摸造之義尚又薬師寺東圓堂觀音像外壳体摸造可致様御照會之趣了承致候右費用取調候處別紙之通ニ有之候右ニテ御異存無之候ハ、直ニ着手可致候此段回答候也

明治廿六年二月廿五日

東京美術學校

(東京美術學校之印)

帝國博物館御中

目錄

一 薬師寺東円堂觀音像 壹躰
此摸造費金七百六拾四圓
一 興福寺金堂無着菩薩像 壹躰
此摸造費金五百五拾圓

右之通り

(右引渡文書(二十六年九月五日付校長代理今泉雄作より帝國博物館 総長九鬼隆一宛)は略す。)

本校制作品一覽表

完成年月	模写模刻作品名	数	制作者名	備考
明24・7	毛益筆 靈猫狗子図 李迪筆 紅白芙蓉図 周文筆 寒山拾得図 如拙筆 山水之図 宗淵筆 柳堤渡頭図 広周筆 一休像 雪村筆 二仙一圀図 蛇足筆 山水之図 尚信筆 四季山水図	2 2 1 2 1 1 1 3 4	山田 義広 山崎 競 内海 夏舟 岡本 勝元 白鳥 駒吉 横山 秀麿 高屋徳次郎 倉田 徳松 竹内 次郎	山田は東京美術 学校生徒以外
同	東大寺三月堂執金剛神立像 同 月光菩薩像 同 興福寺金堂無着像	1 1 1	竹内 久一	木造彩色
同	天平時代吉祥天女像 同 四天王之内 同 梵天帝釈之内 同 帝釈天 同 四天王ノ内	1 1 1 1 3	桜井 香雲	原本は浄瑠璃寺 吉祥天厨子繪 (鎌倉時代) 学藏(岡倉校長 代)の作とされ いた。模写美術 家。専門家の

同25・1	幹晟筆人物 稲暈筆鯉魚屏風 空中齋筆牡丹藤紅葉 又兵衛筆美人 託問筆大日如來像	1	1	3	2	2	不 明	不 明	
同25・12	興福寺東金堂維摩像 東大寺戒壇院四天王のうち 広目天像	1	1	1	1	1	竹内 久一	木造彩色	
同26・2	法隆寺綱封藏九面觀音像	1	1	1	1	1	森川 杜園	同 木造。竹内久一 より杜園に制作 依頼	
同26・9	薬師寺東院堂聖觀音像 興福寺金堂世親像	1	1	1	1	1	山田 鬼斎	同 木造彩色	

④ 職員定員の制定

職第一二四一號

東京美術學校

其校職員毎等人員別表ノ通相定ム

右内訓ス

明治廿三年十二月四日

文部大臣 芳川顯正

東京美術學校職員毎等定員

官名	官等						計
	一等	二等	三等	四等	五等	六等	
教授	三	三	四	四	二	二	一八
助教	一	二	三	三	一	一	一〇
書記	〇	一	一	一	〇	〇	五
技手	〇	〇	一	一	〇	〇	二

⑤ 「生徒心得」の改正

この年、「生徒心得」が改正され、『東京美術學校一覽』に次のように記載された。

○生徒心得

- 一 生徒ハ本校ノ規則告諭等ヲ遵守スヘキハ勿論各自其志操ヲ堅固ニシ意想ヲ優美ニシ言行を謹肅ニシ校ノ内外ヲ問ハス苟モ本校生徒タルノ体面ヲ汚ス舉動アルヘカラサル事
- 一 生徒ハ總テ教師ノ指導ニ從ヒ勤勉スヘキ事
- 一 授業時間ニ至レハ遲滞ナク教室ニ入り各自ノ席ニ着クヘキ事
- 一 登校ノ節ハ必ス本校所定ノ服帽ヲ着用スヘキ事
- 一 教室ニ入ルルハ帽子外套ヲ脱スヘキ事
- 一 生徒教室ニ着席スルトキハ豫テ定ムル所ノ位次ヲ亂ルヘカラサル事
- 一 生徒ハ授業時間中教師ノ許可ナクシテ教室外ニ出ルヲ得サル事
- 一 授業時間外ニ教室ニ入り又ハ教室備付ノ物品ヲ携出スヘカラサル事
- 一 本校職員ニ對シテハ勿論生徒相互ニ敬禮ヲ重ンスヘキ事
- 一 校舍ノ整肅清潔ヲ旨トシ總テ喧擾汚穢ノ舉動アルヘカラサル事
- 一 生徒教室ニ於テ終業の節ハ該課業ニ用ユル備品ハ必ス清掃整理スヘキ事
- 一 生徒ハ在學中ハ其製作物ヲ私ニ内外ノ展覽會等へ出品スヘカラス又鄙猥ノ製作ヲ爲スヘカラサル事